

京都大学	博士 (法学)	氏名	Nicolaas Buitendag
論文題目	States of Exclusion: A Critical Systems Theory Reading of International Law (国家という排除—批判的システム理論からの国際法分析)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の主たる目的は、植民地支配が一般的であった時代において、国際法がその時代における政治的・科学的言説をどのように表していたか、を明らかにすることである。</p> <p>植民地支配が世界に広がったのは、近代的国民国家が興隆してきた時期であり、今日の国際法の主要な要素はこの時期に形成された。とりわけ国際法における国家主権概念がその例であり、近代初期に政治理論において議論され始めた主権概念が国際法上のそれとして固まってきたのがこの時期である。主権の要素として領域・住民・政府が唱えられるようになったのもそうである。主権概念が広がることにより、ヨーロッパ内における都市国家や通商同盟や宗教共同体のような非国家的主体が国際法の平面から姿を消すこととなった。国際法がヨーロッパ外に広がることにより、ヨーロッパ外の政治共同体は「国家」とは認められず、多くはヨーロッパ諸国の植民地として国際法に組み込まれることとなった。</p> <p>さらに、国際法の展開には、その時点において通説的であった科学的言説も大きな影響を与えていた。すなわち進化と発展であり、国際法において植民地主義を正当化する際に用いられた「文明」概念は、まさに進化と発展という考え方に依拠したものであった。</p> <p>このことを具体例を以て示すために、本論文では、①ベルリン会議、②エリトリア・エチオピア境界委員会、③国際裁判所における地図の利用の3つを検討する。</p> <p>ベルリン会議は、アフリカにおける国際法の解釈適用がどのようにして政治的に決定されてきたかを示す例として分析される。諸国は、自己が支配する領域と人口の大きさを自らの力と認識し、国際関係における重要な戦略的要素と考えた。国際法はそのような非対称的関係を合法化するための役割を果たした。その際に用いられた「文明」概念は、植民地支配が非難される今日に至ってもその痕跡をとどめている。</p> <p>さらに、アフリカにおける国際法の解釈適用と政治との関係をよりよく明らかにするために、比較的最近なされたエリトリアとエチオピアとの境界紛争をとり上げる。この紛争の起源は、アフリカにおける植民地主義の最盛期である20世紀初頭に遡り、エリトリアという国ができたのはまさにイタリアによるエチオピアの植民地化の失敗による。両国間の国境紛争を扱った委員会が検討の素材としたのは、一世紀以上にイタリア軍測量隊が作成した地図を附属に含む両国間の平和条約であった。たしかに、両国ともそ</p>			

のような条件から出発して紛争を処理することに合意していたのであり、国際法において一旦受け入れられた思考枠組みが長い間生き続けることの例証と言える。境界委員会はそのような素材から出発して法的な判断を下したものの、その後本件紛争処理過程の正統性に両者から疑問が呈され、委員会の示した判断はそのまま履行されるには至っていない。

最後に、国際裁判所における地図の利用について検討する。地図の作成は優れて科学的になされ、植民地主義者たちは科学の力をもって地図を作成した。地図の作成は、国境に囲まれ、領域を持った国民国家の形成に大きな役割を果たしたのである。国際法に基づいて決定された境界を地図に科学的に反映したというよりも、地図こそが国際法を描いたとさえ言えるのである。ウェストファリア平和会議・ウィーン会議・ベルリン会議においても地図は大いに活用され、今日でも地図は国際法を語る際に欠かせない要素となっており、紛争処理過程における証拠としての役割のみならず、国家実行を示すという意味において法形成的役割さえ担っている。他方、国際司法裁判所は、国際法における地図の用い方について常に慎重な立場を示しており、それは、科学的証拠を法律家が解釈することに起因する危険を意識しているのみならず、本来科学的であるはずの証拠が政治的動機によりゆがめられて用いられることも考慮しているからのようである。

これらの検討に基づき、本論文は、法・政治・科学相互間の関係を示す。国際法は、いうまでもなくそれぞれの時点における価値と思考傾向とを反映したものであるが、力関係の反映でもある。国際法の普遍性および国際法の前における平等性ということは常に語られるのではあるが、そこには歴史的な非対称性やそれぞれの関係者の政治的信条が刻み込まれている。したがって、国際法を検討する際には、植民地主義を正当化した過去の過ちを繰り返さないようにするためにも、他分野の言説との関係につきより広い視野から取り組まねばならないのである。

(論文審査の結果の要旨)

国際法研究においては、1960年代から、マルクス主義的手法や批判法学的手法を用いることにより、主流の国際法学が暗黙によって立つ特定のイデオロギー的・政治的前提を明らかにし、その偏りと不当性を衝く研究が見られる。最近では「国際法への第三世界的アプローチ (T WAIL)」と呼ばれる流れもあり、本論文も広い意味ではその流れに属する。

本論文の主眼は、したがって、現代において主流と見なされている国際法理解が、植民地支配に置かれた人々の犠牲の下に築かれたものであり、植民地支配を広めるヨーロッパ先進国の利益伸張を法的に正当化するための理論として形作られてきた、と主張するところにある。

もっとも、そのような主張自体は目新しいものではない。また、国際法概念はヨーロッパにおいて形成されてきたのではなく、ヨーロッパ諸国がアメリカ・アジア・アフリカに植民地支配を広げる過程において成立したとする主張は、近年では多く見られるようになってきている。

本論文の特徴は、そのような主張を、具体的な事象の分析を通じて根拠づけたところにある。本論文著者が通曉するアフリカの様々な事例を背景にしつつ、とりわけ、ヨーロッパ諸国によるアフリカ分割の頂点として知られる1884年-85年のベルリン会議と、最近の国境紛争であるエリトリア・エチオピア紛争とが採り上げられる。そして、ベルリン会議において「主権」「文明」を中心とする概念が植民地支配の正当化に用いられる過程を示す。エリトリア・エチオピア紛争については、20世紀後半から21世紀にかけて生じたこの問題が、100年以上前にヨーロッパ諸国により構築された思考枠組みに縛られていることを示す。さらに、境界紛争における地図の役割を例に、ヨーロッパ諸国が用いる科学技術が植民地支配とそれを基礎づける国際法の双方を正当化する役割を果たしたことも明らかにする。このような見地からのこれら事例の分析は貴重であり、大きな貢献をなしたと評価することができる。

他方、具体的事例研究がアフリカに限定されていることは惜しまれる。アフリカ以外の地域についても同じことを言うことができるのか、それとも本論文の主張はアフリカに特有のものであるのか、本論文からは必ずしも明らかにはならない。この点は今後の研究の進展に期待されるが、少なくともアフリカについて綿密な研究がなされたことは評価に値する。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。また、令和2年8月21日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降